

収 支 報 告 書

令和5年4月28日

堺市議会議長 裏山 正利 様

議員氏名 小堀 清次

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,060,000	@255000円 × 12ヶ月 = 3,060,000 円
2 その他	88,585	自己資金
収入合計	3,148,585	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	8,692	8,692	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	81,033	76,733	
広 報 ・ 広 聴 費	2,266,624	2,234,750	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	792,236	739,825	
支 出 合 計	3,148,585	3,060,000	

令和4年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【研修費】	4/1～3/31	人権や地域課題を学習及び情報交換をするため、政党の枠を超えて学習及び情報交換を行っている「おおさかヒューマンライツ自治体議員の会学習会」に参加した。
【資料購入費】	4/1～3/31	政務活動に関する情報収集のため、資料を購入した。
【広報・広聴費】	4/1～3/31	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため、報告書を作成及び配布、並びに街頭報告を行った。
【事務・事務所費】	4/1～3/31	政務活動を行うため、南区高倉台に事務所を設置し、通信費や光熱水費等の関連経費を支出した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4.4.8		765,000		765,000	政務活動費1期分受入		
4.4.18	1		38,175	726,825	事務所の賃借料	⑨	
4.4.18	2		2,912	723,913	ガス代 電気代	⑨	
4.4.20	3		400	723,513	駐車代	⑦	
4.4.22	4		200	723,313	駐車代	⑦	
4.4.25	5		8,542	714,771	固定電話代	⑨	
4.4.26	6		14,191	700,580	政務活動用携帯電話代	⑨	
4.4.27	7		3,014	697,566	ガソリン代	⑦	
4.4.27	8		4,300	693,266	新聞購読料	⑥	
4.4.28	9		1,000	692,266	2022年度学習会の参加費	②	
月計		765,000	72,734	692,266			
累計		765,000	72,734	692,266			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4.5.8	10		10,000	682,266	電池代	⑦	
4.5.12	11		2,933	679,333	ガソリン代	⑦	
4.5.16	12		66,010	613,323	封筒代	⑦	
4.5.16	13		11,650	601,673	ラベル代	⑦	
4.5.18	14		2,446	599,227	ガス代 電気代	⑨	
4.5.18	15		38,175	561,052	事務所の賃借料	⑨	
4.5.19	16		1,080	559,972	お茶代	⑨	
4.5.22	17		1,757	558,215	ガソリン代	⑦	
4.5.25	18		4,300	553,915	新聞購読料	⑥	
4.5.26	19		14,268	539,647	政務活動用携帯電話代	⑨	
4.5.30	20		3,530	536,117	インク代	⑨	
4.5.31	21		1,767	534,350	ガソリン代	⑦	
月計		0	157,916	-157,916			
累計		765,000	230,650	534,350			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.6.6	22		3,852	530,498	水道代	⑨	
4.6.8	23		400	530,098	駐車代	⑦	
4.6.10	24		1,975	528,123	ガソリン代	⑦	
4.6.10	25		200	527,923	駐車代	⑦	
4.6.16	26		2,658	525,265	ガソリン代	⑨	
4.6.20	27		38,175	487,090	事務所の賃借料	⑨	
4.6.20	28		286,935	200,155	市政報告印刷代	⑦	
4.6.21	29		179,100	21,055	ポスティング代	⑦	
4.6.22	30		1,926	19,129	ガソリン代	⑦	
4.6.27	31		8,485	10,644	固定電話代	⑨	
4.6.27	32		14,246		政務活動用携帯電話代	⑨	
4.6.29	33		4,300		新聞購読料	⑥	
4.6.29	34		2,573		ガソリン代	⑦	
月計		0	544,825	-544,825			
累計		765,000	775,475				

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4.7.8		765,000		754,525	政務活動費2期分受入		
4.7.17	35		3,135	751,390	ガソリン代	⑦	
4.7.19	36		9,600	741,790	「都市問題」の購読料（2022年7月～2023年6月）	⑥	
4.7.19	37		3,152	738,638	ガス代 電気代	⑨	
4.7.20	38		38,175	700,463	事務所の賃借料	⑨	
4.7.22	39		1,887	698,576	ガス代 電気代	⑦	
4.7.23	40		26,100	672,476	市政報告の為、大研修室使用料	⑦	
4.7.26	41		14,394	658,082	政務活動用携帯電話代	⑨	
4.7.28	42		1,964	656,118	ガソリン代	⑦	
4.7.28	43		4,300	651,818	新聞購読料	⑥	
月計		765,000	102,707	662,293			
累計		1,530,000	878,182	651,818			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4.8.3	44		3,852	647,966	水道代	⑨	
4.8.7	45		1,675	646,291	ガソリン代	⑦	
4.8.15	46		1,940	644,351	プリンタ消耗品、インク代	⑨	
4.8.15	47		38,175	606,176	事務所の賃借料	⑨	
4.8.21	48		1,858	604,318	ガソリン代	⑦	
4.8.24	49		3,439	600,879	ガス代 電気代	⑨	
4.8.24	50		200	600,679	駐車代	⑦	
4.8.25	51		10,098	590,581	固定電話代	⑨	
4.8.25	52		4,300	586,281	新聞購読料	⑥	
4.8.26	53		2,642	583,639	ガソリン代	⑦	
4.8.26	54		14,232	569,407	政務活動用携帯電話代	⑨	
月計		0	82,411	569,407			
累計		1,530,000	960,593	569,407			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4.9.1	55		1,669	567,738	ガソリン代	⑦	
4.9.2	56		6,480	561,258	市政報告会の会場使用料	⑦	
4.9.15	57		2,210	559,048	プリンターインク代、電池代	⑨	
4.9.16	58		3,000	556,048	ガソリン代	⑦	
4.9.20	59		2,996	553,052	ガス代 電気代	⑨	
4.9.20	60		38,175	514,877	事務所の賃借料	⑨	
4.9.25	61		4,300	510,577	新聞購読料	⑥	
4.9.26	62		14,244	496,333	政務活動用携帯電話代	⑨	
4.9.29	63		1,652	494,681	水道代	⑨	
月計		0	74,726				
累計		1,530,000	1,035,319	494,681			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.10.4	64		3,324	491,357	ガソリン代	⑦	
4.10.6	65		690	490,667	パソコン関連BUFFALO代	⑨	
4.10.7		765,000		1,255,667	政務活動費3期分受入		
4.10.14	66		1,794	1,253,873	ガソリン代	⑦	
4.10.17	67		38,175	1,215,698	事務所の賃借料	⑨	
4.10.22	68		1,711	1,213,987	ガソリン代	⑦	
4.10.24	69		271,575	942,412	市政報告郵送代	⑦	
4.10.24	70		13,545	928,867	市政報告郵送代	⑦	
4.10.24	71		14,080	914,787	地図代	⑨	
4.10.25	72		8,583	906,204	事務所の固定電話代(9月、10月分)	⑨	
4.10.26	73		3,620	902,584	ガス代、電気代	⑨	
4.10.26	74		14,274	888,310	携帯電話代	⑨	
4.10.26	75		2,200	886,110	切手代	⑨	
4.10.28	76		3,870	882,240	会館使用料	⑦	
4.10.31	77		4,300	877,940	新聞購読料	⑥	
月計		765,000	381,741	383,259			
累計		2,295,000	1,417,060	877,940			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4.11.2	78		1,842	876,098	ガソリン代	⑦	
4.11.10	79		4,100	871,998	プリンタ消耗品	⑨	
4.11.11	80		38,175	833,823	事務所の賃借料	⑨	
4.11.16	81		3,063	830,760	ガソリン代	⑦	
4.11.17	82		282,480	548,280	市政報告デザイン代	⑦	
4.11.21	83		235,365	312,915	市政報告ポスティング代	⑦	
4.11.22	84		3,698	309,217	ガス代、電気代	⑨	
4.11.22	85		1,879	307,338	ガソリン代	⑦	
4.11.23	86		1,000	306,338	駐車代	⑦	
4.11.27	87		4,300	302,038	新聞購読料	⑥	
4.11.28	88		14,293	287,745	携帯電話代	⑨	
4.11.28	89		28,500	259,245	事業活動総合保険	⑨	
4.11.29	90		1,652	257,593	水道代	⑨	
月計		0	620,347				
累計		2,295,000	2,037,407	257,593			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4.12.12	91		1,721	255,872	ガソリン代	⑦	
4.12.12	92		38,175	217,697	事務所の賃借料	⑨	
4.12.15	93		2,929	214,768	ガソリン代	⑦	
4.12.16	94		660	214,108	電池代	⑨	
4.12.16	95		7,192	206,916	連合大阪政策政治フォーラム年会費	②	
4.12.19	96		4,488	202,428	ガス代、電気代	⑨	
4.12.23	97		4,300	198,128	新聞購読料	⑥	
4.12.24	98		1,404	196,724	ガソリン代	⑦	
4.12.26	99		8,903	187,821	事務所固定電話代	⑨	
4.12.26	100		14,251	173,570	携帯電話代	⑨	
4.12.29	101		1,599	171,971	ガソリン代	⑦	
月計		0	85,622				
累計		2,295,000	2,123,029	171,971			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.1.1	102		500	171,471	駐車代	②	
5.1.9	103		1,788	169,683	ガソリン代	⑦	
5.1.10		765,000		934,683	政務活動費4期分受入		
5.1.16	104		13,419	921,264	切手代	⑦	
5.1.16	105		209,901	711,363	市政報告郵送代	⑦	
5.1.19	106		2,939	708,424	ガス代、電気代	⑨	
5.1.20	107		38,175	670,249	事務所の賃借料	⑨	
5.1.22	108		400	669,849	駐車代	⑦	
5.1.23	109		1,842	668,007	ガソリン代	⑦	
5.1.25	110		400	667,607	駐車代	⑦	
5.1.26	111		1,950	665,657	コピー用紙代	⑨	
5.1.26	112		14,331	651,326	政務活動用携帯電話代	⑨	
5.1.27	113		4,300	647,026	新聞購読代	⑥	
5.1.28	114		3,520	643,506	書籍代	⑥	
5.1.28	115		15,290	628,216	書籍代	⑥	
月計		765,000	308,755				
累計		3,060,000	2,431,784	628,216			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
5.2.1	116		1,783	626,433	ガソリン代	⑦	
5.2.3	117		46,357	580,076	市政報告郵送代	⑦	
5.2.4	118		2,422	577,654	ガソリン代	⑦	
5.2.5	119		1,652	576,002	水道代	⑨	
5.2.9	120		300	575,702	駐車代	⑦	
5.2.10	121		286,935	288,767	市政報告デザイン・印刷代	⑦	
5.2.11	122		700	288,067	駐車代	⑦	
5.2.12	123		1,750	286,317	ガソリン代	⑦	
5.2.17	124		1,712	284,605	ガソリン代	⑦	
5.2.23	125		600	284,005	駐車代	⑦	
5.2.26	126		1,924	282,081	ガソリン代	⑦	
5.2.27	127		8,518	273,563	事務所固定電話代	⑨	
5.2.27	128		14,244	259,319	政務活動用携帯電話代	⑨	
5.2.27	129		38,175	221,144	事務所の賃借料	⑨	
5.2.27	130		3,855	217,289	ガス代、電気代	⑨	
5.2.27	131		4,300	212,989	新聞購読料	⑥	
5.2.28	132		1,808	211,181	ガソリン代	⑦	
月計		0	417,035				
累計		3,060,000	2,848,819	211,181			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.3.1	133		1,023	210,158	本代	⑥	
5.3.7	134		1,729	208,429	ガソリン代	⑦	
5.3.7	135		235,365	-26,936	ポストイン代	⑦	
5.3.8	136		38,175	-65,111	事務所の賃借料	⑨	
5.3.9	137		1,398	-66,509	ガソリン代	⑦	
5.3.25	139		2,202	-68,711	ガソリン代	⑦	
5.3.27	140		14,236	-82,947	政務活動用携帯電話代	⑨	
5.3.28	141		4,300	-87,247	新聞購読料	⑥	
5.3.29	142		1,338	-88,585	ガソリン代	⑦	
月計		0	299,766				
累計		3,060,000	3,148,585	-88,585			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

管理責任者 (議員名)	小堀 清次		
事務所名	小堀セイジ事務所		
所在地	〒590-0117 堺市南区高倉台 2-19-17		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 <u>高倉寺自治会</u> )
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	69.4 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 50,900 円 (政務活動費充当額 38,175 円)
政務活動事務所として使用する割合	75 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 53 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・100% <input type="checkbox"/> 水道代・・・100% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・100% <input type="checkbox"/> 固定電話代・・・100% <input type="checkbox"/> その他 ( )・・・ %	
	駐車場賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	元年10月～ 50,900円 (消費税2%3.77%により) 50,000円 × $\frac{100}{108} = 46,296$ 円 46,296円 × $\frac{110}{100} = 50,925$ 円 → 50,900円		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸人 高蔵寺自治会（以下甲）と 賃借人 小堀清次（以下乙）の甲乙間において、次の通り契約を締結した。

#### 第1条

甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

1. 建物所在：堺市南区高倉台二丁十九番十七号
2. 種類：事務所
3. 構造：鉄骨造ストレート葺巻階建
4. 床面：69.4 m<sup>2</sup>

#### 第2条

令和元年七月巻日から令和貳年六月三十日までの巻年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

#### 第3条

賃料は、巻か月金 五万円也とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。また、1ヵ月に満たない月の賃料は、日割計算とする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

#### 第4条

乙は、建物を事務所の目的で使用する。

#### 第5条

乙は次の場合には、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

1. 建物の模様替え、または造作その他の工作をするとき。
2. 賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
3. 使用目的を変更するとき

## 第6条

乙が次の場合の1つに該当したとき、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

1. 賃料の支払いを 弐ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を害すると認められるとき。
3. 本契約6条その他本契約に違反したとき。

## 第7条

乙は甲に対し 壹ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し、乙は予告に代え 壹ヶ月分相当の賃料相当額を甲に支払い、即時に解約することができる。

## 第8条

甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

## 第9条

本契約に関する紛争に付いては、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

## 第10条

乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する物件すべてを自己の費用で収去し、本件建物を原状に復したうえ甲の立会いのもと、甲に明け渡すものとする

2. 乙は前項の場合において、移転料、立退料その他これに類するものを甲に請求してはならない。

## 第11条

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた

ときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

令和元年6月27日

賃貸人 (甲)

住所 堺市南區高井田 2-14-14  
高井田会

氏名 会長

賃借人 (乙)

住所 堺市

氏名 小堀清次